めに対象ヶ所が多くなり現在まで埋没地下壕等の発掘事業が継続されている。

なお、最初の昭和４８年度の埋没地下壕等遺骨収集派遣団は、昭和４８年１１月２０日から１２月１９日まで３０日間で実施され、団長は援護局審査課課長補佐・柳郁男氏、団員は同局審査課叙位叙勲調査室班長・小林三郎氏、大臣官房会計課班長・吉田邦男氏、日本国有鉄道広島新幹線工事局参事補・大野輝男氏、ほかに防衛庁現地駐屯部隊から不発弾処理班８名、化学処理班５名、連絡班（通信）７名、計２０名が参加している。

実施要領は次の通りである。

沖縄戦没者遺骨収集事業実施要領

昭和４８年１０月
厚生省援護局

１　趣旨

沖縄における戦没者遺骨の収集については、地表の遺骨及び壕内の遺骨で比較的容易に収集できるものについては、おおむね収集を終わったところであるが、現在残されている遺骨は落盤等のため埋没した地下壕内にあるため収集には極めて困難が伴い、また、特殊な技術を要するものと考えられる。したがって、これらの遺骨の収集は海外戦没者遺骨収集事業と同様に厚生省が直接これを行うこととし、実施にあたっては防衛庁及び日本国有鉄道の協力を得るものとする。

２　実施の要領

昭和４７年度に実施した調査結果に基づき、旧南風原陸軍病院第１壕及び第２壕内の遺骨を収集し、あわせて同病院第３壕及び第４壕の調査を行なう。

（２）実施時期

昭和４８年１１月２０日から１２月１９日までの３０日間とする。

なお、昭和４９年２月頃に約１箇月の継続実施を予定する。

（日程は別紙のとおり）

（３）派遣人員

厚生省職員　　３名

防衛庁職員　　２０名　　（不発弾処理班等）
日本国有鉄道職員　　１名　　（　技　術　者　）

3　作業の方法

（１）厚生省は、次のことを行なうものとする。
ア　地下壕の開口等の工事及び豪内の遺骨の収集のため地元建設会社を選定し、工事施工の契約を行なう。
イ　沖縄県、南風原村、土地所有者等と折衝して、本事業実施に必要な土地の使用、復元等について了解をとりつけ、遺骨収集に支障のないようにする。
（２）防衛庁は、不発弾の処理、ガス検知等危険防止及び連絡業務を行なう。その細部については、別に協議を行なうものとする。
（３）日本国有鉄道からの派遣職員は、厚生省の契約業務の助言及び掘開、落盤防止等について、業者に対し技術指導ならびに助言を行なう。

4　遺骨等の処理

（１）収集した遺骨は、那覇市においてだびに付し、遺骨収集が完了したときは現地において簡素な慰霊行事を実施する。
（２）収集した遺骨ならびに遺品で、氏名の判明したもののうち、遺族が沖縄県内に居住しているものについては、沖縄県に伝達し、その他のものについては遺骨収集派遣団が奉持して帰還する。
（３）収集した遺骨のうち、氏名の不詳のものについては戦没者中央納骨所（那覇市識名所在）に納骨する。

埋没地下壕等発掘事業は、厚生省の直轄事業で行なわれ、施行は地元の石川建設（代表者・石川清朗）があたっている。

一方、遺族会や宗教団体、ボランティア等各種団体等により自主的な収集活動も続けられている。

また、３３年忌に向けて第１回、第２回の期間を定め沖縄県遺族連合会、沖縄県戦没者慰霊奉賛会、沖縄県傷痍軍人会の三団体主唱により県の計画指導のもとで遺

骨収集作業が行われた。そして終戦４０周年を迎え、県においては、山野等に眠る戦没者の遺骨を県民の手で１柱でも多く収骨し、御霊を弔うため昭和６１年２月「第１回県民遺骨収集」を１０市町村で一斉に実施、昭和６２年２月には、海邦国体、かりゆし大会に向けて前年に引き続き「第２回県民遺骨収集」を激戦地であった糸満市と具志頭村で実施し、第１回、第２回とも５千人余りのボランティアの参加を得て、４４４柱と、１５４柱を収骨し多くの成果を収めた。

平成７年は、沖縄戦終結５０周年を迎えることから、その節目の年にあたって、平成７年１月２２日に激戦地の糸満市を中心に５市町村で「沖縄戦終結５０周年記念県民遺骨収集」を実施し、６，６７６ 名の参加により、８４柱を収骨した。

平成７年３月末現在の遺骨収集状況は次のとおりである。

遺骨収集対象柱数	１８８，１３６ 柱
収 集 済 柱 数	１８２，５７４ 柱
未 収 骨 柱 数	５，５６２ 柱

なお、この未収骨柱数には、すでに遺族が持ち帰ったもの、被弾により飛散したもの、埋没しているもの等も含まれているので完全収骨は困難な面がある。

しかしながら、悲惨な戦争で犠牲となられた戦没者の遺骨がある限り最後の一柱まで弔う気持ちでこの遺骨収集事業をつづけていく方針である。



遺骨収集の状況（昭和37.12　摩文仁海岸）

なお、遺骨収集が行政的に対応を始めた状況について、当時の南方連絡事務所が昭和３８年にとりまとめた「沖縄における遺骨収集に関する経緯」を以下の資料で示す。

資料　　「沖縄における遺骨収集に関する経緯」（南方連絡事務所文書）

年月日		標　　題	内　　容
昭和 27. 3.15 4.19		遺骨調査	厚生省引揚援護庁 美山要蔵（一復） 森下陸一（二復）の両氏来島
27. 3. 初旬	1952 3.5付 覚書	米国管理下の太平洋諸島に存する日本人戦没者遺骨内地還送に関する件	旧連合国総司令部から日本政府の本件に関する計画を提出する要求があった。
27. 5.20		米国管理下にある太平洋地域における遺骨処理について	1. 在京米大使館コンロイ理事官より米国政府において、早急に日本政府の標題についての草案にて承知したいとの趣を通知して来た。 2. 外務省ではとりあえず計画案をまだ大蔵省の了解のない事務当局の草案であるとの意を附して非公式に手交した。
27. 7.18		米国務省、陸海軍、信託統治領高等弁務官等の会議の結果としての要旨	1. 上記コンロイ理事官は、外務省アジア局第五課に来訪し、上記２の非公式に提出したわが方の計画案に関し、標題について申し越した。 （要旨） 遺骨が残っている島に作業隊を派遣することは差支えない。 残っているのは琉球諸島、小笠原群島、硫黄島、沖の鳥島、南鳥島である。 米国は遺骨が全部日本内地に送還されることを希望しており -- （以下略）

年月日		標　　題	内　　容
27.10. 8		口　上　書	米国在京大使館ステーヴス書記官及びコンロイ理事官はアジア局長を来訪し、要旨次の会談をなした。 「ス」書記官は本国政府の訓令に基く趣をもって、また本件はここまで漸く関係方面をときつけたものであるとの意を附して口上書を手交した。 （注） 「ス」書記官は、特に口上書の末段に言及し、各地においてその一部の遺骨を印迄に収集する外致し方ない旨説明した。
10. 9		援護庁に口上書写の手交について	アジア局は田辺援護庁次長の来訪を求め、上記口上書の写を手交し、本件に関し打ち合わせを行い「印的発掘」について合意に達するとともに田辺次長は、「沖縄については、南方連絡事務所に委託し、今回とは切り離し漸次実施するようにしたい」と申し述べた。
27.10. 9		細部打合せ	和田アジア局五課長は、米国大使館コンロイ理事官を往訪し、更に標題について次のとおり打合わせた。 和田課長 沖縄は、南方連絡事務局をして別途に実施する予定である コンロイ理事官 異議はない
27.10.20		口上書の送付	引揚援護庁にて作成した具体的計画は１０月２０日大蔵省の了解となり、同日付で口上書をもって本件に関し、在京米大使館に送付した。

年月日		標　　題	内　　容
27. 10. 23		次官会議 閣議 発表	本件計画案は無修正で次官会議を経た。 了解事項として決定 外務省ならびに引揚援護庁において同日午後４時半同時にそれぞれ発表した。
29. 8. 24	総南連邦第303号	沖縄地域における遺骨処理について	
11. 30	総南連邦第481号	〃	連絡を受く
10. 15	事務連絡第59号	〃	
30. 3. 12	総南連邦第131号	〃	
12. 15	総南連邦第804号	〃	予算計上方を強力に推進するため予め米側のこれに関する同意協力の内諾を得ておく必要があるので「沖縄地域における遺骨収集処理の趣旨とその要領（案）」の趣旨を含んだうえで米側に説明し、琉球列島米国民政府及び琉球政府の内意を打診し、回報を求められた。
30. 12. 28		「同上」の申し入れ	上記の指示により、当事務所長により米国民政府に申し入れを行った。

年月日		標　　題	内　　容
31. 1.10		米国民政府よりの回答	（前文省略す） 貴国政府と思いおこさるる如く此の方針に従い合衆国政府は、琉球列島を含む総ての地域に於いて遺骨が見出されたる場所で右遺骨を処理する権限に対する１９５２年の日本政府の要求に応えました此が１９５２年の日米両国政府間の協定の主題であったのに鑑み、右の範囲を越えるものであれば、如何なる提案も総て当該の在東京米国当局に提出される可きものと思考します。
31. 2.20	総南連邦 第123号	沖縄地域における遺骨処理について	沖縄地域における遺骨処理の計画概要（対米折衝のため外務省に提出予定の案）の内報。
31. 4. 7	総南連邦 第239号	沖縄地域における遺骨処理に関する件	米国在京大使館あてに口上書をもって標題について申入れた旨の通知。
31. 8.29	総南連邦 第608号	沖縄地域における遺骨処理に関する件	米国在京大使館により、上記、口上書に対する回答があった旨の通知及び米民政府と協議を進め、その結果を報告するよう指示された。
31.10. 8	那第727号	遺骨収集に関し「ユスカ」の打合わせについて報告	備考 「我方、口上書と変化のあった地点削除箇所６カ所のうち南風原村喜屋武東方 --------- 」

資料

沖縄地域における遺骨処理に関する日米交渉の経緯

一、昭和二十七年三月初旬、旧連合国総司令部から別添一のとおり一九五二年三月五日付覚書をもってわが政府の「米国管理下の太平洋諸島に存する日本人戦没者遺骨内地還送」に関する計画を提出するよう要求があった。

二、昭和二十七年五月二十日在京米大使館コンロイ理事官より米国政府において早急に日米政府の米国管理下にある太平洋地域における遺骨処理について草案にても承知したいとの趣を通知越したので、外務省ではとりあえず別添二の計画案を、まだ大蔵省の了解のない事務当局の草案であるとの意を附して非公式に手交した。

三、昭和二十七年七月十八日、在京米大使館コンロイ理事官は、外務省アジア局第五課に来訪し、さきに非公式に提出したわが方の計画案（別添二）に関し、米国務省、陸海軍、信託統治領高等弁務官等の会議の結果として要旨左の通り申越した。

○　現在遺骨が残っている島に作業隊を派遣することは差支えない。
残っているのは琉球諸島、小笠原郡島、硫黄島、沖の鳥島、南鳥島である。

○　米国は遺骨が全部日本内地に送還されることを希望しており、後日遺族がこれらの島に巡礼のため渡航することは許可し難い。

四、昭和二十七年十月八日米国大使館ステーヴス書記官及びコンロイ理事官はアジア局長を来訪し、要旨左の会談をなした。

○　「ス」書記官は本国政府の訓令に基く趣をもって、また本件はこゝまで漸く関係方面をときつけたものであるとの意を附して別添三の口上書を手交した。
「ス」書記官は、特に右口上書の末段に言及し、米国政府は日本において共同墓地を造ることを要求する意向のない旨を述べ、更に各現地の遺骨が、日米何れのものであるか判別し難い状況にある今日としては各地においてその一部の遺骨を印迄に収集する外致し方ない旨を説明した。

五、昭和二十七年十月九日アジア局長は田辺援護庁次長の来訪を求め、前項米国大使館口上書写を手交し、本件に関し要旨左の通り打合せた。
アジア局長より

○　遺骨の発掘は米国側の意向も尤もであるから、印ばかりの程度のものとしたい。

田辺次長は右に対し

○　遺骨の発掘は実際的見地から慰霊行事に重点をおくことに思想が変わってきているので、米国側の意向通り「印的発掘」でよいと思う。

○　沖縄については、南方連絡事務局に委任し、今回とは切り離し漸次実施するようにしたい。

六、昭和二十七年十月九日、和田アジア五課長は米国大使館コンロイ理事官を往訪し、更に細部について左の通り打合わせた。

和田課長

沖縄は南方連絡事務局をして別途に実施する予定である。

コンロイ理事官

異議はない。

七、引揚援護庁にて作成した具体的計画は十月二十日大蔵省の了解もなり、同日付別添四の通り口上書をもって本件に関し在京米大使館に送付した。

八、昭和二十七年十月二十三日、本件計画案は無修正にて次官会議を経た後閣議の了解事項（別添五参照）として決定したので、外務省並びに引揚援護庁において同日午後四時半同時にそれぞれ別添六及び七の通り発表した。

米国管理下の太平洋諸島よりの遺骨内地還送及び慰霊行事計画案

一、及び二、略

三、備　考

1　フォート、リチャードソン及び沖縄島に関しては、別途計画する。

2　略

（別添　五）

（昭、二七、一〇、二三　閣議了解事項）

米国管理地域における戦没者の遺骨の送還、慰霊等に関する件

太平洋諸島中米国管理地域における日本人戦没者の遺骨の収集、送還及び慰霊は、左記の要領により行う。

記

一、地域は、南鳥島、ウェーキ島、サイパン島、テニヤン島、グアム島、アンガウル島、ペリリユー島、及び硫黄島とする。

二、方法は、左のとおりとする。

1、十五名以内の派遣団を編成する。なお、この作業のため、少数の労仂者を同行する。

2、派遣団は、十一月下旬に出発し、別紙計画に従い各島を巡回して遺骨を収集し、慰霊の上送還可能のものを送還する。